平成２５年（フ）第５７２号
堺市南区槇塚台１丁10番15―408号
債務者　本間　明子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
岡山県井原市笹賀町1052番地２　オレンジハイム５号
債務者　池田　茂樹
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
岡山県笠岡市笠岡4073番地４
債務者　平河佳世子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６１９号
福岡市南区大楠２丁目21番21―205号
債務者　鈴木　信生
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑348番地１　コーポ永野203
債務者　谷　　一美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９８号
神奈川県大和市西鶴間５丁目５番７号　エトス大和202
債務者　山本　　彰
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台11番２―408号
債務者　森　　有香
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５５号
横浜市中区松影町３丁目10番地15　第二平成館802号室
債務者　梅澤　光男（旧姓関野）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６０号
横浜市鶴見区下末吉６丁目７番20号　サンフラッツＣ棟１―Ｃ
債務者　村山啓一郎
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
栃木県佐野市赤坂町951番地７
債務者　藤田　俊幸
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４９５号
東京都国立市中３丁目６番地の27国立ハイムＡ―103
債務者　田中二千六百
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９６号
東京都国立市中３丁目６番地の27国立ハイムＡ―103
債務者　田中美津江
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
熊本県八代市日奈久新田町1929番地３
債務者　森下　久信
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１９号
岩手県二戸市上斗米字本田93番地104
債務者　米田　雅樹
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第２０号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第38地割５番地１
債務者　澤尻　　永
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第７４７９号
東京都西東京市中町４丁目２―18―203
債務者　山本　和人
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部